

# 日常生活支援住居施設に係る認定要綱

## 第1 目的

この要綱は、北海道（以下「道」という。）が、日常生活支援住居施設の認定に関する基本的事項を定めることにより、認定の事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

## 第2 日常生活支援住居施設の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所のうち、生活支援を行う人員配置を行う等、一定の要件を満たすものとして、都道府県等の認定を受けた施設

### (2) 要件省令

日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年3月27日厚生労働省令第44号）

## 第3 日常生活支援住居施設の認定申請等

### (1) 日常生活新住居施設の認定を受けようとする者

日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者は、要件省令第一条の規定により、次のいずれにも該当するものでなければならない。

一 都道府県、市町村又は法人が運営しているものであること。

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の二第一項に規定する社会福祉住居施設（同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。）であって、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。

三 第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。

四 当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから五年を経過していない者でないこと。

### (2) 日常生活支援住居施設の認定申請について

日常生活支援住居施設の認定を受けようとする者は、要件省令第2条第1項の規定に基づき、申請書に必要書類を添付の上、北海道知事（指定都市及び中核市内に所在する施設を除く。以下、同様。）に申請すること。

(3) 日常生活支援住居施設の認定に係る審査及び意見照会について

道は、申請書類の審査に際し、要保護者への支援の委託が想定される福祉事務所長等に対し、管内の要保護者の状況や、委託の見込み等について、意見を求めるものとする。

(4) 日常生活支援住居施設の認定及び通知について

審査の結果、要件省令等が定める基準を満たしており、将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められる場合には、道から申請者に対し、認定を可とする旨を通知する。

また、要件省令等の基準に合致しない場合や、委託対象者について一定の需要が見込まれず、施設の運営及び入居者の支援に支障を来すおそれがあると認められる場合には、道から申請者に対し、認定を不可とする旨を通知する。

(5) 日常生活支援委託事務費の単価の通知について

道は、日常生活支援住居施設の認定後、要件省令第3章の規定に基づき、委託事務費の単価（加算分を含む）を設定し、当該施設を経営する者に通知する。

(6) 福祉事務所への通知について

道は、施設の認定や単価の設定を行った場合には、当該施設の名称や所在地、定員、地域区分等の事項について、道内の福祉事務所に周知する。

なお、通知内容に変更が生じた場合も同様とする。

#### 第4 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年（2020年）9月1日から施行する。